

1 調査名称：総合都市交通体系調査

2 調査主体：一宮町

3 調査圏域：一宮町管内

4 調査期間：平成26年度

5 調査概要： 本町においては、昭和46年に都市計画道路を決定してから40年以上が経過しているが、整備が進まず見直しも行われていない状況である。

そのため、社会情勢の変化に対応し、縮小や廃止を含めた都市計画道路の見直しを進めていく必要がある。

本町では、都市計画の基本方針である市町村マスタープランが未策定のため、見直しに先駆けて、平成24年度から平成26年度の完成を目指して策定を進めている。

本調査は、この市町村マスタープランの策定に併せ、「都市計画道路見直しガイドライン」（H22千葉県）に基づき、第5回東京都市圏パーソントリップ調査の結果を用いた将来交通量の推計を行い、都市計画道路の見直し案を策定するものである。

市町村マスタープランの策定に並行し、将来交通量推計（現況・将来）による都市計画道路網の検証を行い、計画の縮小や廃止を含めて見直し検討を実施する。

その結果を受けて、平成27年度から都市計画道路の変更手続きを行う。

I 調査概要

1 調査名 総合都市交通体系調査

2 報告書目次

1. 目標年次

2. OD表の作成

1) 推計対象区域の設定

2) ODゾーンの設定

3) OD表の作成手順

①一宮町の土地利用区分別発生集中量の設定

②一宮町の代表交通手段別発着施設別発生集中量の設定

③一宮町（5ゾーン）の土地利用区分別面積の設定

④一宮町（5ゾーン）の発生交通量（内々）の設定

⑤一宮町（5ゾーン）の集中交通量（内々）の設定

⑥一宮町内のOD表の作成

⑦現況交通量及び将来交通量のOD表の作成

3. 交通量の推計

1) H20の対象ネットワークと再現交通量

2) 将来（H40）の対象ネットワークと交通量推計値

4. 都市計画道路の点検に基づく定量的検証

1) 都市計画道路の見直し検討パターンの設定

①都市計画道路3・4・3の廃止のケース

②都市計画道路3・4・4の廃止のケース

③都市計画道路3・4・6の廃止のケース

④都市計画道路3・4・3、3・4・4の廃止のケース

⑤都市計画道路3・4・3、3・4・6の廃止のケース

⑥都市計画道路3・4・4、3・4・6の廃止のケース

⑦都市計画道路3・4・3、3・4・4、3・4・6の3路線廃止のケース

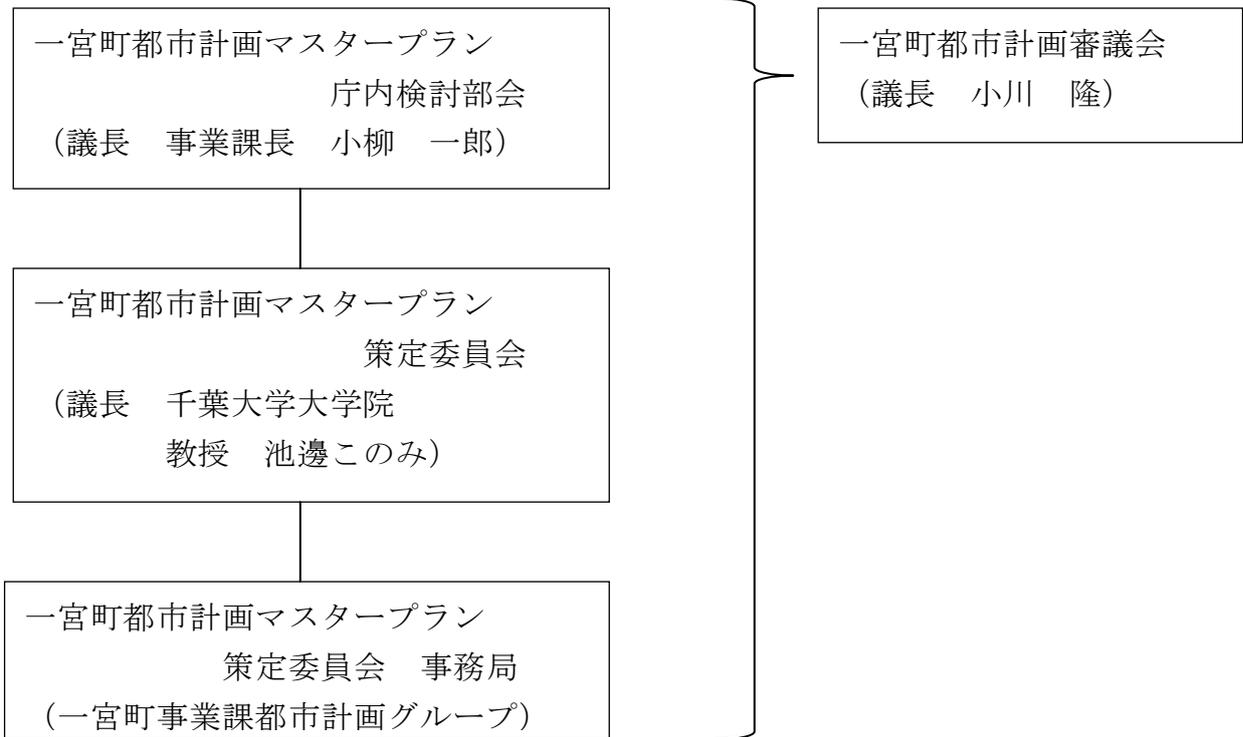
⑧都市計画道路3・4・4の国道128号線より東区間のみ廃止のケース

⑨都市計画道路 3・4・6 の国道 128 号線と町道 1-3 号線の区間のみ廃止のケース

2) 都市計画道路見直しケース別将来交通量の結果

5. まとめ

3 調査体制



4 委員会名簿等：

(一宮町都市計画審議会)

	所属	役職等	氏名
議長	一宮町区長会長	区長会長	小川 隆
委員	一宮町農業委員会	会長	土屋 進
委員	長生農業協同組合	理事	高師 利充
委員	一宮町商工会	会長	秦 重悦
委員	一宮町東部土地改良区	理事長	鵜澤 勝
委員	一宮町西部土地改良区	理事長	原田 正樹
委員	一宮町議会	議員	島崎 保幸
委員	一宮町議会	議員	吉野 繁徳
委員	一宮町議会	議員	志田 延子
委員	一宮町議会	議員	鵜沢 清永
委員	一宮町議会	議員	鵜沢 一男
委員	一宮町議会	議員	鵜野澤 一夫
委員	千葉県長生土木事務所	所長	小池 敏夫
委員	千葉県長生農業事務所	所長	阿部 成利
委員	千葉県茂原警察署一宮幹部交番	所長	橋口 広行

II 調査成果

1 調査目的

本町においては、昭和46年に都市計画道路を決定してから40年以上が経過しているが、整備が進まず見直しも行われていない状況である。

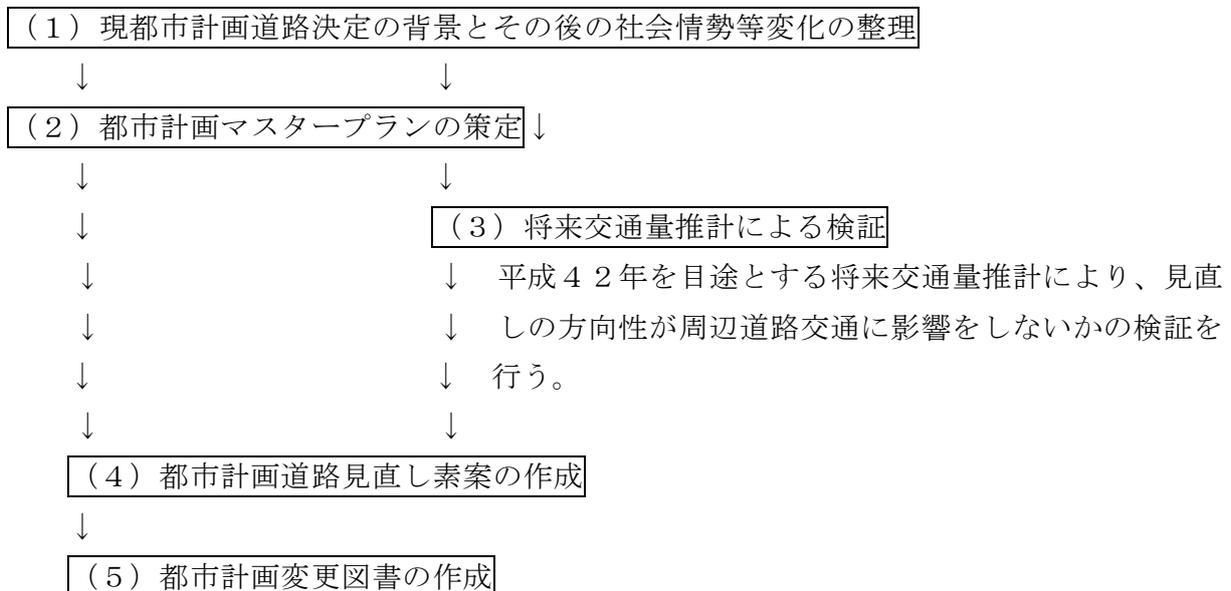
そのため、社会情勢の変化に対応し、縮小や廃止を含めた都市計画道路の見直しを進めていく必要がある。

本町では、都市計画の基本方針である市町村マスタープランが未策定のため、見直しに先駆けて、平成24年度から平成26年度の完成を目指して策定を進めている。

本調査は、この市町村マスタープランの策定に併せ、「都市計画道路見直しガイドライン」(H22千葉県)に基づき、第5回東京都市圏パーソントリップ調査の結果を用いた将来交通量の推計を行い、都市計画道路の見直し案を策定するものである。市町村マスタープランの策定に並行し、将来交通量推計(現況・将来)による都市計画道路網の検証を行い、計画の縮小や廃止を含めて見直し検討を実施する。

その結果を受けて、平成27年度から都市計画道路の変更手続きを行う。

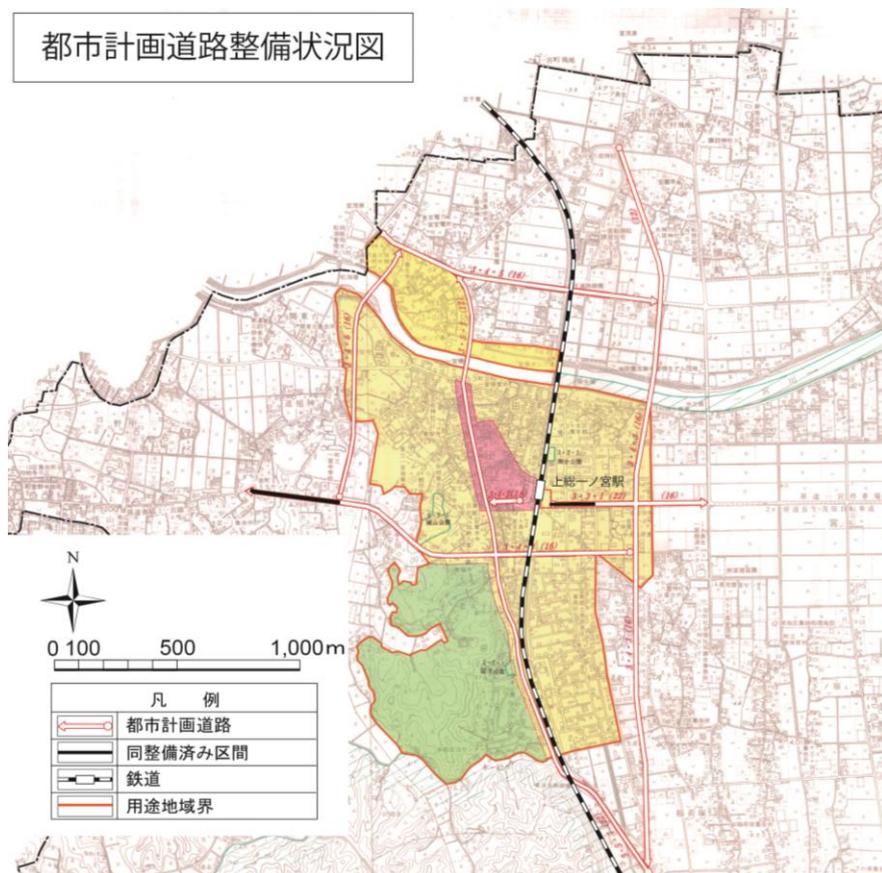
2 調査フロー



3 調査圏域図 (一宮町管内)



都市計画道路整備状況図



4 調査成果

(1) 現都市計画道路決定の背景とその後の社会情勢等変化の整理

都市計画道路は、都市の将来像を達成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するために、都市活動を支えている根幹的な施設で、都市計画法に基づき定めている道路であり、その区域内には一定の建築制限が加えられている。また、都市計画道路は、市街地形成機能・交通機能・空間機能（都市環境機能・都市防災機能・インフラ等の収納空間）等の重要な役割を担っている。

一宮町の都市計画道路は、平成26年3月現在において7路線、総延長10.61kmとなっている。整備済み延長は約0.55km、未整備延長は約10.06kmとなっており、そのほとんどが都市計画決定してから43年以上経過している。

一宮町の人口は、平成12年(2000年)の11,648人から現在まで少しずつ増加の傾向となっているが、今後、全国的な推計では減少に転じる見込みとなっている。

都市計画道路の多くは、高度成長期に都市への人口集中と市街地の拡大等を前提に計画された。これまで、その都市の成長を前提に計画されてきたまちづくりは、今後、成熟した都市型社会を迎えるにあたり、市街地の環境負荷の低減等の観点から都市の集約・コンパクト化や都市機能の維持、既成市街地の柔軟なまちづくりによる再整備などに移行しつつある。

その一方で、今後超高齢社会や人口減少社会の到来を迎え、交通需要やまちづくりの方向性は変化し、本町においても、加速度的な人口減少が予測され、そのような社会情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえると、道路・街路事業は今後縮小傾向となることが想定される。

このように都市計画を取り巻く状況が変わりつつある中、一宮町においては、昭和46年に都市計画道路を決定してから40年以上が経過しているが整備が進まず見直しも行われていない状況である。

本町では、都市計画の基本方針である市町村マスタープランが見策定のため、平成24年度から平成26年度の完成を目指して策定を進めている。

(2) 都市計画マスタープランの策定

都市計画の基本方針である本都市計画マスタープランを策定し、「心地よい暮らしと文化がいきづくまち」を目指していきます。

一宮町都市計画マスタープランは、対象とする区域を一宮町全域とし、「全体構想」、「地域別構想」及び「推進方策」から構成します。

「全体構想」では、都市づくりを進めていく上で基本となる考え方を示した「都市づくりの目標」と「都市の将来像」、及びそれを具体化する「将来都市構造」、さらに将来都市構造の実現に向けた方針として「都市づくりの方針」を7つの部門に分けて示します。

「地域別構想」では、町全体を3つの地域に分け、「全体構想」との整合を図りつつ、地域ごとに「地域の将来目標」や「地域のまちづくり方針」を示します。

「推進方策」では、「全体構想」、「地域別構想」で描いた都市づくり方針・まちづくりの方針の実現・推進に向けた基本的考え方と、都市づくり・まちづくりの目標を実現・推進のために、重要あるいは優先すべきと考えられる主要な施策を整理するとともに、内容を具体化するための取組みの考え方を示します。さらに、町民等と行政がそれぞれの役割を果たす協働のまちづくりに向けての取り組み方針等を示します。

この都市計画マスタープランでは、コンパクトな集約型都市構造（コンパクトシティー）を形成し、地域資源の活性化、子育て・高齢者等の生活利便性の向上、自然と調和した都市環境・景観づくり、災害等に強い安心・安全な都市づくりなどを目標としています。

また、目標達成においては、都市計画に係る施設整備のみだけでなく、土地利用における産業観光、教育福祉、防災などの分野も幅広く記載しており、今後の町の政策推進に活用できるものとなっています。

- ・一宮町都市計画マスタープランは、平成27年1月策定されました。

(3) 将来交通量推計による検証

交通量推計の条件を設定し、整備見通しの不透明な都市計画道路を対象に定量的検証を行い各路線の評価を行った。

路線番号	路線名	計画幅員(m)	延長(Km)	評価理由
3・4・3	新地稲荷塚線	16	3.03	一宮都市計画区域の中央に配置された道路である。本路線の西側には国道128号線、東側に（主）飯岡一宮線が配置されており、それらの広域幹線道路を補完する本路線は町内における幹線道路であり、交通量推計結果からも整備されれば、交通量は流れるものの整備しない場合でも周辺道路の交通量には大きな変化はな

				く、交通処理上の観点からは廃止しても問題は少ない。しかし、災害時の避難経路の代替機能等の視点からの判断が求められる。
3・4・4	南総一宮線	16	1.64	一宮都市計画区域の中央部における東西方向の交通処理を担う路線であり、本路線を整備することにより、さらに東西方向の連絡が強化され、現在、上総一ノ宮駅周辺の交通処理が円滑になると考えられる。なお、国道128号より東側の区間については日常的な交通処理においては、整備効果は大きくないが、災害時の避難経路の障害となる鉄道を避けられる機能を有することから慎重な判断が求められる。
3・4・6	東院宮原線	16	1.10	市街地の北東部において、国道128号と連絡する道路で、既存の町道1-3号線が代替することが可能と考えられるとともに、交通量の増減から見た場合でも整備効果は少ないと考えられる。
路線合計（3路線）				5.74km